

平成 2 6 年第 5 回臨時会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第 5 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日）	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 報告第 1 号 専決処分について（平成 2 6 年度滝川市一般会計補正予算 （第 4 号））	3
○日程第 4 報告第 2 号 専決処分について（訴えの提起）	4
○日程第 5 議案第 1 号 平成 2 6 年度滝川市一般会計補正予算（第 5 号） 議案第 2 号 平成 2 6 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） 議案第 3 号 平成 2 6 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号） 議案第 4 号 平成 2 6 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） 議案第 5 号 平成 2 6 年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算 （第 1 号） 議案第 6 号 平成 2 6 年度滝川市下水道事業会計補正予算（第 1 号） 議案第 7 号 平成 2 6 年度滝川市病院事業会計補正予算（第 2 号） 議案第 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
○閉会宣告	2 0

平成26年第5回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成26年11月28日（金）

午前10時10分 開 会

午前11時41分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分について（平成26年度滝川市一般会計補正予算（第4号））

日程第 4 報告第 2号 専決処分について（訴えの提起）

日程第 5 議案第 1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第5号）

議案第 2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 3号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 5号 平成26年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 6号 平成26年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 7号 平成26年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）

議案第 8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（18名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	清 水 雅 人 君
3 番	水 口 典 一 君	4 番	坂 井 英 明 君
5 番	渡 邊 龍 之 君	6 番	小 野 保 之 君
7 番	木 下 八重子 君	8 番	山 本 正 信 君
9 番	三 上 裕 久 君	10 番	堀 重 雄 君
11 番	関 藤 龍 也 君	12 番	山 口 清 悦 君
13 番	田 村 勇 君	14 番	井 上 正 雄 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	大 谷 久美子 君	18 番	窪之内 美知代 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教 育 長	小 田 真 人 君

監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
総 務 部 長	山 崎 猛 君
市民生活部長	樋 郡 真 澄 君
市民生活部次長	田 中 嘉 樹 君
保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄 君
農 政 部 長	中 川 啓 一 君
建 設 部 次 長	高 瀬 慎 二 郎 君
教育部指導参事	小 野 裕 君
監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君
総 務 課 長	中 島 純 一 君
選挙管理委員会	井 上 傑 博 君
事 務 局 長	

会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君
総 務 部 次 長	五十嵐 千夏雄 君
市民生活部次長	石 川 雅 敏 君
保健福祉部長	佐々木 哲 君
経 済 部 長	千 田 史 朗 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君
教 育 部 長	館 敏 弘 君
教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌 君
財 政 課 長	高 橋 一 美 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	菊 井 弘 志 君
書 記	平 川 泰 之 君

書 記	和 田 英 昭 君
書 記	村 井 理 君

開会 午前10時10分

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成26年第5回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において柴田議員、荒木議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について（平成26年度滝川市一般会計補正予算（第4号））

○議長 長 日程第3、報告第1号 専決処分について（平成26年度滝川市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことにより、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項は、平成26年度滝川市一般会計補正予算（第4号）でございます。衆議院が11月21日に解散し、12月2日公示、同14日に投票及び開票事務を行うことから、早急に予算の補正を要することになったものでございます。

1ページをお開きください。第1項で歳入歳出の総額にそれぞれ1,947万円を増額し、予算の総額を207億9,423万2,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

専決処分年月日は、11月21日であります。

2 ページから 3 ページまでは、第 1 表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8、9 ページをお開き願います。2 款 4 項 3 目衆議院議員選挙費、補正額 1, 9 4 7 万円の増額でございます。投票事務、1 9 投票所及び開票事務に係る事務従事者等報償費 5 7 3 万 3, 0 0 0 円、ポスター掲示場 1 2 1 カ所の設置等委託料 3 0 8 万 8, 0 0 0 円、そのほか投票立会人、投票管理者等報酬、選挙管理委員会事務局職員の時間外手当、臨時職員賃金、通信運搬費などで 1, 0 6 4 万 9, 0 0 0 円が支出の内容となっており、歳出合計で 1, 9 4 7 万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6、7 ページをお開き願います。1 6 款 3 項 1 目総務費委託金、衆議院議員選挙事務委託金 1, 9 4 7 万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、報告第 1 号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第 1 号は承認することに決しました。

◎日程第 4 報告第 2 号 専決処分について（訴えの提起）

○議 長 日程第 4、報告第 2 号 専決処分について（訴えの提起）を議題といたします。

説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 報告第 2 号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づきまして次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定によりご報告申し上げます。

専決事項は、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する訴えの提起でございます。相手方は、記載のとおりでございます。訴えの趣旨でございますが、相手方が市営住宅家賃及び駐車場使用料を滞納していることから支払い督促の申し立てを行いました。相手方から督促異議の申し立てがあり、民事訴訟法第 3 9 5 条の規定により訴えの提起をするものでございます。滝川市が裁判所へ

支払い督促の申し立てを行った日は、平成26年10月3日でございます。相手方から督促異議の申し立てがあった日は、平成26年10月17日でございます。訴訟遂行の方針でございますが、1として訴訟代理人は滝川市建設部次長ほか3名と定め、2として裁判の結果必要がある場合は上訴することとし、3として訴訟において必要がある場合は適当と認められる条件で和解に応じるものとしています。管轄裁判所は、札幌地方裁判所滝川支部滝川簡易裁判所でございます。専決処分年月日は、平成26年10月31日でございます。

以上、報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

- ◎日程第5 議案第1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第5号）
議案第2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第3号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）
議案第4号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第5号 平成26年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第6号 平成26年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第7号 平成26年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）
議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第5、議案第1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第5号）、議案第2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第3号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）、議案第4号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成26年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成26年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第7号 平成26年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉井副市長。

○吉井副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正は、平成26年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、後ほど説明申し上げます議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、一般職の職員の給料月額改定等についての増額の補正と生活保護詐欺事件に係る住民訴訟に要する弁護士費用の

支出のための補正となっております。

1 ページをごらんください。第 1 項で、歳入歳出の総額にそれぞれ 4, 9 7 2 万 1, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 2 0 8 億 4, 3 9 5 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表によるところでございます。

2 ページから 3 ページまでは第 1 表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目議会費、補正額 1 0 9 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、議会の運営に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給料月額の変改等に伴い、本年 1 2 月の議員期末手当の増額を行いたいとするものでございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 1, 4 7 5 万円の増額につきましては、庶務事務に要する経費の補正でございます。生活保護詐欺事件に係る住民訴訟に要する弁護士費用が確定したことに伴い、市の訴訟代理人と原告側訴訟代理人に弁護士費用を支払いたいとするものでございます。

4 款 1 項 6 目他会計繰出金、補正額 2 3 0 万 6, 0 0 0 円の増額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給料月額の変改等に伴い、本年 4 月からの給料及び本年 1 2 月の勤勉手当の増額等に伴う国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び病院事業会計繰出金の増額を行いたいとするものでございます。

8 款 4 項 2 目土地区画整理費、補正額 8 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、土地区画整理事業特別会計繰出金の補正でございます。同様に、本年 4 月からの給料及び本年 1 2 月の勤勉手当の増額等に伴う土地区画整理事業特別会計繰出金の増額を行いたいとするものでございます。

9 款 1 項 1 目消防費、補正額 5 6 0 万 5, 0 0 0 円の増額につきましては、消防活動に要する経費の補正でございます。同様に、本年 4 月からの給料及び本年 1 2 月の勤勉手当の増額等に伴う滝川地区広域消防事務組合負担金の増額を行いたいとするものでございます。

1 3 款 1 項 1 目職員費、補正額 2, 5 8 8 万 4, 0 0 0 円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。同様に、本年 4 月からの給料及び本年 1 2 月の勤勉手当の増額等を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で 4, 9 7 2 万 1, 0 0 0 円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。2 0 款 1 項 1 目繰越金 4, 9 7 2 万 1, 0 0 0 円の増額でございますが、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で 4, 9 7 2 万 1, 0 0 0 円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第 1 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第 2 号 平成 2 6 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、ただいまご説明いたしました議案第1号、一般会計補正予算と同様に、平成26年人事院勧告に伴う一般職の職員の給料月額の変定等に伴い、国民健康保険特別会計に属する一般職職員の本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当等について増額補正したいとするものでございます。

1ページをお開き願います。第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,240万円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、補正額59万2,000円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正で、一般職の職員の本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当等の増額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で59万2,000円の増額となったところでございます。

なお、10ページは給与費明細書でございますので、お目通しを願います。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。8款1項1目一般会計繰入金、補正額59万2,000円の増額でございます。一般職の職員の給与費等につきましては、一般会計からの繰入金を財源としておりますことから、給与費等の増額に伴い、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金を増額したいとするものでございます。

以上、歳入合計で59万2,000円の増額となったところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 建設部次長。

○建設部次長 議案第3号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、議案第1号、平成26年度一般会計補正予算で説明がありました提案理由と同様で、平成26年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与月額の変定等について増額補正をしたいとするものでございます。

1ページをお開きください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ36万6,000円を追加し、予算の総額を6億1,681万4,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ペ

ージ、9ページをお開き願います。1款1項1目市営住宅管理費、補正額36万6,000円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給料月額の設定等に伴い、本年4月からの給料及び本年12月の期末、勤勉手当の増額等を行いたいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目住宅使用料36万6,000円の増額でございますが、補正に必要な財源を住宅管理費現年度分で調整したいとするものでございます。

以上、議案第3号の説明を終わります。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第4号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、一般会計補正予算同様、平成26年人事院勧告の実施に伴う介護保険特別会計保険事業勘定に属する職員の給与等に関する増額補正でございます。

1ページをごらんください。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出の総額にそれぞれ115万3,000円を増額し、保険事業勘定の予算の総額を35億610万5,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、補正額57万5,000円の増、1款2項1目賦課徴収費、補正額19万円の増、3款1項1目介護予防事業費、補正額18万5,000円の増、3款2項1目包括的支援事業費・任意事業費、補正額20万3,000円の増額につきましては、いずれも本年4月からの給与等の増額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で115万3,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金4万6,000円の増、3目地域支援事業交付金8万円の増、3款道支出金、2項1目地域支援事業交付金2万3,000円の増、2目地域支援事業交付金4万円の増、4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業交付金5万4,000円の増、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金82万8,000円の増、2項1目介護給付費準備基金繰入金8万2,000円の増額につきましては、それぞれ歳出の増額に伴う負担割合等に応じた増額によるものでございます。

歳入合計で115万3,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 議案第5号 平成26年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第1号、平成26年度一般会計補正予算で説明がありました提案理由と同様で、平成26年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与月額改定等について増額補正をしたいとするものであります。

1ページ目をお開きください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ8万3,000円を追加し、予算の総額を3,783万2,000円とするものであります。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページから3ページ目までは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いします。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目土地区画整理事業費、補正額8万3,000円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給与月額改定等に伴い、本年4月からの給与及び本年12月の期末勤勉手当の増額等を行いたいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目他会計繰入金8万3,000円の増額でございますが、一般会計からの繰入金でございます。

以上を申し上げて議案第5号の説明を終わります。

引き続きまして、議案第6号 平成26年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第1号、平成26年度一般会計補正予算（第5号）で説明がありました提案理由と同様で、平成26年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与月額改定等について増額補正をしたいとするものであります。

それでは、1ページ目をお開きください。第1条は、総則でございます。

第2条は、当初予算第9条で定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費であります職員給与費2,582万2,000円を2,606万8,000円に改めたいとするものであります。内容は、一般職の職員の給与月額改定等に伴い、本年4月からの給与及び本年12月の期末、勤勉手当の増額等を行いたいとするものでございます。

それでは、2ページ目をお開きください。給与費の24万6,000円の増額補正は収益的収支、1款1項営業費用の5目総係費で行い、給与費以外の6目業務費で同額の減額補正を行うものであります。これにより収益的収支の款、項は当初予算と同額であることから、当初予算第3条中で定めた収益的収支の補正は生じないものであります。

続きまして、3ページから5ページ目につきましては、お目通しをお願いします。

以上、議案第6号の説明を終わります。

○議長 長 病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 ただいま上程されました議案第7号 平成26年度滝川市病院事業会計補

正予算（第２号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第１号、一般会計補正予算で説明がありました提案理由と同様で、病院事業会計に属する職員の月額給料等の改定に伴う補正でございます。

１ページをお開き願います。第１条は、総則です。

第２条では、平成２６年度滝川市病院事業会計予算第３条の表に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。収益的収入ですが、第１款病院事業収益を８８万６,０００円増額し、補正後６６億５,１８８万１,０００円に、第３項高等看護学院収益を８８万６,０００円増額し、補正後１億２４８万円とするものです。収益的支出ですが、第１款病院事業費用を４,１２２万４,０００円増額し、補正後８０億８,４４６万４,０００円に、第１項医業費用を４,０３３万８,０００円増額し、補正後６８億８,５３８万２,０００円に、第３項高等看護学院費用を８８万６,０００円増額し、補正後１億２４８万円とするものです。

第３条は、予算第９条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正したいとするものです。（１）、職員給与費を４,１２２万４,０００円増額し、補正後を３８億８,０８７万１,０００円とするものです。

２ページ目から７ページ目までは、補正予算実施計画、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表ですので、お目通しを願います。

８ページ目をごらんください。収益的収入及び支出明細書につきましてはご説明いたしますが、款、項につきましては先ほど説明しましたので、目以下を説明させていただきます。

支出から説明させていただきます。第１款第１項１目給与費では４,０３３万８,０００円の増額で、補正後３７億９,８４２万１,０００円とするものです。内訳といたしましては、給料で５１５万３,０００円を、手当で２,１６８万２,０００円を、賞与引当金繰入額で６８７万５,０００円を、法定福利費で５５３万５,０００円を、法定福利費引当金繰入額で１０９万３,０００円をそれぞれ増額補正したいとするものです。

第１款第３項高等看護学院費用、１目給与費では８８万６,０００円の増額で、補正後８,２４５万円とするものです。内訳といたしましては、給料で７万２,０００円を、手当で５１万６,０００円を、賞与引当金繰入額で１７万１,０００円を、法定福利費で１２万６,０００円を、法定福利費引当金繰入額で１,０００円をそれぞれ増額補正したいとするものです。

収入ですが、第１款第３項高等看護学院収益、１目学院収益で補正額８８万６,０００円の増額で、補正後１億２４８万円とするものです。支出で申し上げました学院給与費の増額に伴い、一般会計負担金を８８万６,０００円増額補正したいとするものです。

以上、議案第７号 平成２６年度滝川市病院事業会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第８号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、平成２６年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、

一般職の職員の給料月額の設定等の改正を行うこととするものであります。本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定につきましては、さきの臨時国会での法案成立を受け、今年19日から施行されたところでありますが、本市におきましても従来までの国公準拠の考え方を基本に国家公務員の給与改定に準じた改正について行いたいとするものであります。なお、本件につきましては、先般市職員労働組合と合意に至っているところであります。

それでは、議案第8号参考資料の新旧対照表1ページをお開き願います。第7条第3項、第16条第1項及び第19条第1項につきましては、文言整理でございます。

2ページをお開きください。第23条第2項第2号イからスですが、国公準拠とし、交通用具使用者に係る通勤手当月額について、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げを行いたいとするものであります。

第36条第1項第1号及び第2号ですが、国公準拠とし、勤勉手当の支給額について再任用職員以外の職員については0.150月分、3ページに移りまして、再任用職員については0.050月分引き上げたいとするものであります。

附則第11項でございますが、先ほどの勤勉手当の支給額の引き上げに伴い、附則第8項の規定に伴う勤勉手当の支給額から減ずる額について所要の改正を行うものであります。

次に、附則であります。第1項、施行期日等でございますが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第23条第2項の規定、それから5ページから21ページになりますが、別表第1から別表第5までの規定は、平成26年4月1日から適用するものであります。

以下、第2項から4ページの第4項については、お目通し願います。

5ページをお開きください。以下21ページまで、各給料表の新旧対照表でございます。概要でございますが、国公準拠とし、医療職給料表1の医師を除き、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いた給料月額の引き上げを行うとともに、医療職給料表1の医師についてはそれら改定状況を踏まえて一律給料月額の引き上げを行いたいとするものであります。全職員をベースとした平均改定率は0.31パーセントとなるところであります。

末尾の議案参考資料についてもお目通し願います。

以上で議案第8号の説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、議案第1号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第5号）について質疑をいたします。

質疑は、大きく6点であります。それでは、2款総務費、庶務事務に要する経費1,475万円、委託料412万2,000円、補償補填及び賠償金1,062万8,000円の歳出について伺います。これは、生活保護詐欺事件に係る住民訴訟に要する弁護士費用の支払いに当たるもので、委託料412万2,000円は市側の訴訟代理人、また補償補填及び賠償金は原告側の弁護士に支払う費用になります。そこで、伺いをいたします。

まず、1点目、訴訟代理人については、この住民訴訟が始まった平成20年に委託契約書を交わ

したというふうに思います。それで、この委託契約書あるいは委託契約の概要について、まずいつ交わしたか、着手金や成功報酬の金額の決め方、また支払時期などについて、またその他概要的なものがあればお示しください。訴訟代理人についての2点目ですが、25日の議運で発表されました。原告側については、市は当然請求されるものですから、わからないということで、それは仕方ないとして、市側の訴訟代理人はみずからが支払うということで、どれぐらい支払うのかということとを常に考えているものです。これについては、5月22日、つまり高裁判決が確定してわずか1週間以内です。この時期に1億3,465万円ですか、これを全額放棄する議決を臨時市議会で提案をしております。この時点で、こういった金額になると、つまり弁護士報酬基準に基づいてやれば仮に5割カットだとしても今回の金額になるということがわかって全額放棄議案を提案したのかということが小さな2点目です。3点目、なぜこのタイミングで議案を上程するのかということで、これは訴訟代理人についてということでないで、これは後へ回します。大きな1点目は2つです。

次、大きな2点目、弁護士費用1,475万円の財源についてですが、まず滝川市が厚労省に生活保護法違反のため返還命令を受け、返した分、また当時被害額の4分の1に当たる市負担分、これらを市民に迷惑はかけないということで集めて、2億4,065万1,000円を集めました。そして、これで被害額に補填したというふうに市側は言っておりますが、この金額の中にこの弁護士費用は含まれているのでしょうか。2点目、市民の血税で今回の一般財源といいます、市民の血税ではないのかと、これまでの補填する財源と全く違って普通の一般財源でないのかということでお伺いしますが、市議会議員が21年4月から9月に報酬15パーセントカットをして、680万6,000円を報酬削減をしております。これについては、当時の文書でもこの詐欺事件に議員のご協力もいただいたというような表現もあり、私はこの分を引いた742万7,000円余りが市民の血税による財源というふうに考えますが、お考えを伺いたいと思います。

3点目です。進め方、この議案を出すに当たっての進め方についてお伺いしますが、本件は職員の重過失が認定されて1億円以上の損害賠償請求命令をせよという判決という点では国内唯一、初の事例だったというふうに私は思っています。だからこそ、これまではこの被害については市民に迷惑をかけないということで、市長、副市長の給与減額、関係職員の給与減額、また市職員OB並びに市民の皆様の本当に貴重な寄附金、また事件主謀者等に対する預貯金仮押さえ、また全く本件に関係のない一般職員、また病院職員も含めた給与削減で復元するということをやってきたわけですが、今回のこの財源はこれまでの考え方に反する財源の持ち方ではないのでしょうか。それが1点です。そして、2点目は、こういうことを進めようとする以上、市民に対しては何らかの形で説明をしたのでしょうか。私の見るところでは、こういう弁護士費用が発生したということで原告団が見解を出していますが、それは報道されていないというふうに思うのです。ですから、市民は、きょうの議会でそういったことが話されているということは全く知らないだろうと、4万2,000市民の中で弁護士費用を払うというふうに思っている方は、恐らく私は原告団を除けば一人もいないのではないかとこのように思います。この点で、市民への説明なしにこういう議案を出してくるのは進め方として正しいのかということが2点目です。進め方の3点目、臨時議会に提案をするということについてなのですが、臨時議会というのは地方自治法上で急施の場合の議案を出すのだとい

うことが言われています。そこで、確認なのですが、地方自治法ではどのように議案の提出内容を規定しているか。また、今回のこの議案は、急施の議案ということで私は全くそれに該当しないと。これが第4回定例会で8日初日です。8日ときょう、何日違いますか、10日しか変わらないのです。暦日でいえば1週間ぐらいしか変わらない。なぜこれを急施の案件として臨時議会に出してくるのかと。これについて言えば、議員が初めて知ったのは21日なのです。21日金曜日です。土、日、月、24日までは休みです。25日にはもう告示されて、議運が開かれて、そして28日、議員もまともにこれについて検討する時間もない。まさに電撃的な議案だというふうに思います。それについても、議員への説明も非常に不十分だということで伺います。3の進め方の3点目が臨時議会です。それと、議員に対するのが小さな4です。それと、小さな5点目です。この費用決定の経過について日付でお伺いしたいと思います。いつ、どんな請求が来てということで、いつ決まったと、そしていつ常任委員会に報告しという日付でお伺いします。これが5点目です。

大きな4点目ですが、今後生活保護詐欺事件に係る費用で、これで終わりなのかということ、私は終わりではないというふうに思うのです。まず、事件主謀者に対する債権は約3,000万円残っているとされています。これまでの議会答弁では、本来時効は10年なのだけれども、現在受刑中なので、少なくとも1回目の10年については時効を延長する訴訟を行う。20年でも30年でも、要するに債権は絶対に放棄しないということを言われております。そういったことに要する費用や、また人件費などについてお示しをいただきたいと思います。

次、大きな5点目です。市民の血税を出すということで、全額債権放棄をした対象である元職員3名との関係を私はこの場で検証しておく必要があるだろうと。先ほど私が弁護士費用1,475万円から議員報酬減分を除いた794万2,790円に対して、元職員3人はどれだけ負担をこれまでしてきたかと。これは、これまでの議会答弁でも明らかになっておりますが、3人が寄附をした金額は100万円です。合わせて100万円です。3名のうち1人は懲戒処分も受けておりませんので、給与減額はゼロです。残り2人の方は、2カ月間の懲戒処分、停職受けておりますので、それを合わせても750万円という答弁が出ております。つまり今回の794万円は、どんなに、百歩譲ってもせいぜい750万円ですと、給与減額は懲戒処分ですから、これを全く別とすれば、100万円しか元職員は払っていないのです。ところが、1億3,465万円の債権を放棄されているわけです。そういうことでいえば、市民の血税をここでこれだけ出すということに市民の理解は私は得られないだろうというふうに思いますが、お考えを伺いたいと思います。2点目ですが、市民の中には、全額放棄されて、しかし何であんな要職についているのだということを私何度も何度も聞いております。元職員は市内の主要団体の役員をされておまして、そういう役職につくと市のいろんな分野の要職につくのです。これは、学校教育、また中心市街地の再開発、経済活性化問題など、市の補助金交付団体、あるいは市の事業を進めるときの関係団体などの事務局長だとかの要職を占めているわけです。こういう実態に対して前田市長は甘いと、全国初の重過失で1億3,465万円の損害賠償請求命令を受けた、それを全額放棄までして、そして市の補助金団体、補助金事業などで要職につかせていると。この方々は、市の名誉、評価、市民の信頼、国民の信頼を失わせた方々です。このようなことを続けさせている市長、私はそういった要職につくほうもつくほ

うだなというふうに思いますが、黙ってみているほうが私は本当に責任は重いというふうに思いますが、市民の血税をここで出すのだと、一方でこうなのだということでお伺いをしたいと思います。

以上、大きく5点お伺いいたしました。

○議長 長 これより答弁をいただきますが、最後の質疑の部分で役職についている、ついていない、これに関しては今回の一般会計補正予算（第5号）の中では一切この議案を審議する上では関係がないというふうに私の段階で判断をいたしますので、そのことを受けていただいての答弁ということでお願いをいたします。

それでは、清水議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 それでは、私のほうからまず1点目ですが、市側の訴訟代理人との委託契約書の内容でございますけれども、委託契約書につきましては住民訴訟第一審の時点及び控訴時点の2回契約をさせていただいております。内容につきましては、日当、実費、着手金、成功報酬等についての具体的な金額を明示した契約書ではございません。その都度協議の上、定めるという決め方をしております。また、関連いたしまして、その訴訟代理人に対する成功報酬、市側の支出がどれくらいかということを考えていたのかというご質疑でございますが、債権を放棄した時点、この時点では不明でございます。

財源の持ち方ということで、重過失が出た判決に対して負担をかけないとするに反するのではないかというご質疑でございますが、今回補正予算として計上させていただきました市側の訴訟代理人及び原告側の訴訟代理人に対する支出につきましては、それぞれ委託契約及び地方自治法の規定に基づく支出でございますので、それに伴う地方自治体の事務だというふうに考えております。また、その支出に対しての市民の説明ということでございますが、委託契約書、補正予算として今回提示させていただいておりますのが説明として考えております。

また、決定した時期、日付ということでございますけれども、まず原告側の訴訟代理人からの請求の第1弾といたしましては10月3日に届いております。その中身を受けまして、顧問弁護士と協議の結果、減額交渉していただくことになり、ほぼ合意に達した請求書といたしましては11月の14日に受領しております。その内容を踏まえ、市側の訴訟代理人からも同日付で受領いたします。また、それらの委員会の報告ということですが、その内容につきましては11月21日の厚生常任委員会におきまして、その内容、金額の根拠、妥当だと考えた判断根拠についてご説明をさせていただいております。また、金額の確定はしておりませんでしたけれども、5月9日の厚生常任委員会におきまして、結審に伴う支出としての弁護士費用の支出、そのあり方、考え方についても説明をさせていただいております。

次に、債権管理に要する費用、人件費等ですが、現時点で明確に金額を明示することはできません。これらにつきましては、また訴訟等になれば訴訟代理人との契約等の行為が発生すると思いますが、人件費等につきましては職員分の通常の業務の中での管理ということになると考えております。

以上、ご説明申し上げます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 臨時会への上程理由でございますけれども、こちらは12月定例会ということも当然検討の範囲ではございました。ただ、額も少なからぬ額、さらに市としての基本姿勢として30日以内の支払いというものも念頭にございます。法的に制約のあるもの、ないものは当然ございますが、そういった中で市としては請求を受ける以上適正に素早く迅速に処理すべきということの中で調整の結果、臨時会上程が適当というふうに考えさせていただきました。

以上です。

○議 長 答弁漏れはないと判断いたしますが、清水議員。

（「市民の血税でよいのかということについて全然ないのですが、2点目、大きな2点目」と言う声あり）

○議 長 それに関しては、先ほど保健福祉部次長の答弁の中で、今回補正予算を計上する、上程するに当たって、ルールに基づいて今回提案をしているというところでその部分の答弁なのかなというふうに私は判断したのですが、そういうことでよろしいですね。

（「臨時議会についての規定はどういうふうになっているのですかというのは、全く答弁ない。自治法に何て書いてあるの、施行令に何て書いてあるのですか」と言う声あり）

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時16分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 失礼しました。お待たせして申しわけございません。

関連法令について読み上げます。これは、定例会、臨時会及び会期という部分でございますが、第102条、普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とするというふうになっています。その第3号で、臨時会は必要がある場合において、その事件に限りこれを招集すると、法令上は単純にそのような書き方になっております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、今度は4点について再質をさせていただきます。

まず、5月22日の債権放棄の段階で金額は不明だったと、考え方は説明はしたということですが、私の率直な感想を述べさせていただければ、訴訟は10・ゼロか9・1かとありますよね、今回一審の場合6・4だったのです。二審は3・7に逆転したのですが、例えば1,000万円かかるとしたら、7引く3で4割、これを私は勝ったほうがもらうのだと、負けたほうの弁護士は費用は発生しないのだという、これは全く本も読んでいませんから、そういうふうに思っていたのです。ところが、市の訴訟代理人は2億3,886万円を1億3,465万円に減らしたということで約

1億円、成功報酬のもと約1億円なのです。こんなことは、それに云々すると今回でいえば800万円ぐらいになって、50パーセント減額で400万円、全く私の常識にはなかったです。議員だから、ちゃんとそういうことも全部調べて論戦しなさいと言われてればそれまでなのですが、そういったときに不明だったという、今の時点で余りにも何をしているのだと、大体これぐらいかかる、発生する可能性があるというふうに私は思いますので、不明ということではなく、おおよそ、あるいはどれぐらいの範囲で弁護士費用が発生するというふうにお考えだったかということをも1点目にまずお聞きします。

2点目は、弁護士費用は地方自治体の事務だと、だから2億3,886万円プラス利子を市民の血税でないということで補填をしたとされるわけですが、それとは別なのだよというご答弁でしたが、それを言うなら、生活保護費を2億3,886万円、重過失があったかどうかは別として、それこそ地方自治体の事務としてやったわけです。その事務とこの事務に何の違いがあるのですかと、先ほどの地方自治体の事務だというご答弁であれば、その範囲でいえば全く同じですと。その2つを、これはこういう事務だ、これはこういう事務だということでもし分けて説明できるのであれば、していただきたいと思います。

3点目です。進め方で、先ほど言った原告団以外に知るすべがないのですよ、報道がないわけですから。あと、職員の方が守秘義務を守らないで伝える、これも恐らくゼロです。議員は、議案書をもったら、それは守秘義務ないですから、議員の口からの口コミぐらいしか、私は知っている市民いないと思います。恐らくそういう点でいえば原告団、市職員、議員以外に知っている方って、僕は下手したらゼロ人でないかと。こういう議案がどれぐらいの市民がこの件について知っているかと、仮にも1,400万円支出するのですよ、こういうものについて市民が知っているのがゼロ人という状態で議案審議に出すということが、それがあるべき行政の姿というふうにお考えかどうか伺います。

4点目です。4点目は、これもまた事件の主謀者に対する今後発生する費用です。金額言えないということでは、それはやはり市民は納得できないと思うのです。3,000万円取るのに実は5,000万円かかるのだと、おいおいという話になりますよね。それは10万円か20万円か、それはわかりません。しかし、わからないと言われてしまったら、それこそ考えようがないのです。そこで、伺いますが、10年の時効を訴訟で延ばすとしたら1回に何年延ばせるのか、そしてそれを更新していくときに次に何年延ばせるのか、そうやって30年延ばしたとすれば、何回訴訟が必要なのか。また、1回の訴訟について最低かかる経費、弁護士に支払う金額です。1万円なのか10万円なのか100万円なのかわかりませんが、職員の人件費は別として最低かかるという費用、訴訟に係る費用について、これは当然答弁できることを聞いていますので、伺いをしたいと思います。それが4点目です。

次に、5点目ですが、臨時議会に出さなくても12月8日に議決されれば9日には支払いできるわけです。先ほど総務部長が30日以内の支払いルールがあると、十分間に合うのです。十分間に合うということについて、まず確認をいたします。そして、30日以内に支払うということと、市民が一人も知らない状態で議論をする。あるいは、議員も聞いたのが金曜日です。しかも、それは

厚生常任委員だけです。それが連休明けて25、26、27、28、4日後には本会議で議論している。こんな議論がまともにできないようなこと。そういった民主的な手続よりも30日支払いルール、これを優先することというのはそんなに大事なことなのですか。もしそれがそんなに大事だということになれば、私たちも議員として常に警戒しなければいけないです。これ出されたら、30日ルールあるから、情報収集に毎日のように飛び回らなければいかぬ。だから、30日ルールより、やはり議論を優先するべきだというふうにはお思いになりませんか。

以上5点を伺って、再質とさせていただきます。

○議長 清水議員の再質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 それでは、私のほうから1点目から4点目までご答弁申し上げます。

まず、市側の訴訟代理人に要した経費、どの程度想定していたのかというご質疑でございますが、一審の時点での成功報酬につきましては、市側の敗訴部分が多いということで、代理人のほうからは成功報酬は一審分は辞退されております。二審分につきましても、弁護士の先生のほうからの辞退ということもあり得るかなと思っておりましたので、最低としてはゼロ円を想定しております。また、最高といたしましては、厚生常任委員会でも提示させていただきましたけれども、報酬基準から算定した額、約800万円プラス、その他プラスアルファについてはそのかかった時間、また今回の裁判に要した難易度等を勘案してということに弁護士の報酬はなっておりますので、基準800万円プラスアルファ、それが恐らくは最高額だなという想定はしておりました。また、今回の弁護士費用の支出についても自治事務だということで、生活……

(「原告側の弁護士費用の想定は」と言う声あり)

○保健福祉部次長 原告側の弁護士費用の想定につきましても同じでございます。過去の住民訴訟の判例等からも、その中身、程度によって金額の想定もばらばらでございますし、報酬基準に必ずしもよったものではない。また、場合によっては、その額が不服だとして訴訟の起きている事例も全国にはございます。ですから、市としての想定としては、同じようにゼロから報酬基準から算定した1,500万円プラスアルファの範囲では想定はしておりました。

次に、自治事務としての生活保護費の支給と今回の一般会計、弁護士報酬の支出については同じ事務だと、地方自治事務だと考えております。

また、市民周知の仕方として議案の出し方というご質疑でございますが、今回1,475万円の補正予算につきまして今臨時会に提出をさせていただいております。これは、通常の議案の出し方であるというふうに考えております。

また、今後に係る費用ということですが、以前もご説明申し上げたと思いますけれども、債権の期限といたしまして訴訟による債権は10年という定めがございます。ですから、もう10年食い込んでおりますけれども、今後10年ごとに債権の訴訟を起こす必要があると考えております。また、それに要する費用ということですが、3,460万円、第1回の市側の損害賠償請求に要した経費としては、それを経済的利益額と算定しまして、約600万円ほどかかっております。ただ、それに要する時間、また向こう側の弁護士との訴訟、口頭弁論等を経て時間がかかった経費になっておりますので、今後提示した債権を維持し続けるだけの場合にはそれほどの経費は要さな

いだろうと思っております。ただ、それにつきましても、今後の契約の仕方、その回収の中身によってまた変化していくものだと考えております。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 5番目についてお答えいたします。

そんなにこだわるならというお言葉がございましたけれども、30日を基本に置いてということで、それだけにこだわっているわけではございません。なるべく普通の支払いにおいても、この件との関連というのはちょっとどうなのかと思いますけれども、なるべく早くしようという行為そのものがまずい判断でないかということであれば、私どもはそう思っておりません。また、今回の提案につきましても、あらかじめ付議事件の告示があれば臨時会においても審議可能というふうになっていることから、我々としては少しでも早くということでの判断を行っただけでございまして、単に30日という数字にこだわっているというふうには捉えていただきたくないというふうに思います。

以上です。

(「何人ぐらいの市民が知っているかということ」と言う声あり)

○総務部長 何人ぐらいという部分については、調査したわけではございませんのでわかりませんが、ただ正規の手続をとる中で委員会等についても、報道についても我々としては取材があれば協力していますし、そういった意味で一般的な周知については十分なし得ているのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 2点お伺いしたいと思います。

地方自治法によると必要な場合ということで、今回の必要でいえば、やはり30日以内に支払うという必要だと思います。あるいは、支払わなければならないという。その場合であれば、ほかのいろんな議案がありますけれども、支払わなければならないということが決まったものについては、当面の臨時議会があれば、準備さえ整えばそれは全てどんどん臨時会に出すのだと、そういう議案の出し方をしているのかどうかについて確認をしたいと思います。つまり臨時議会と定例会というのは、私はそういった点で、通常のことというのは私は提案するほうではないのでわかりませんけれども、かなり違う。こういうのは定例会に出そう、こういうのは臨時議会に出そうという、つまり臨時議会というのは本当に特別なものだけだというふうに思うのですが、どう考えてもこれ特別に思えませんから、提案ルールについてお伺いしたいと思います。

それと、市民が知っている方がゼロ人でも、それは問題ないのだと、そういうふうに言明されるというのは、私はこれを市民が聞いたら本当に不信感を招くというふうに思うのです。少なくとも1,500万円といえば昨年の冬期生活支援券の一般財源に匹敵したり、それがあればインフルエンザの補助を一定年齢に絞ればできるとか、非常に大きな金額なのです。そういったものが支出されるということが議員がわかって、わずか7日後にはこうやって本会議にかかっていると、それに

ついて市民が知らなくていいというのは、それは言い過ぎではないのかなと、間違っって言ってしまったのではないかというふうに私は思います。もう一度、そういったことも配慮しながらお伺いをしたいと思います。

大きな2点目ですが、主謀者に対する債権で600万円かかっているとご答弁されたのですが、その点について伺います。主謀者に対する訴訟の結果、損害賠償がありましたよね、そのときの刑事事件の弁護士費用だとか、そういったものも含めてではないよね、民事訴訟もやっている。刑事事件はこっち側は一切費用かからないですね、民事裁判でかかっているというふうに思いますので、今後の債権ということで、今のご答弁の600万円の内訳についてもお伺いしておきます。

○議長 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 市側が損害賠償請求しました裁判についての経費でございますが、過去厚生常任委員会等でもその内容、結果等についてはその都度ご説明させていただいておりますが、改めてご説明させていただきます。

まず、損害賠償請求事件総額としては3,460万円でございます。着手金といたしましては181万4,400円、また3,460万円全額の債権が認容されたことに対する報酬金といたしましては362万8,800円、そのほか口頭弁論等の裁判旅費、日当、実費、また申し立ての印紙等につきましてが加わりまして、総額594万2,470円が損害賠償請求、市側が提訴した額の経費の内訳でございます。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 30日の関係ですけれども、ルールということではルールは法律ということになりますし、判断のルールについてはその都度判断しているということしか申し上げられません。

また、知っている人がゼロ人でも関係ないと言った覚えはありませんし、少しでも多くの人が知るということはベターなことだというふうには従来から認識しています。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、本議案全ての議案を可とする立場で討論いたします。

ただいまいろんな質疑をいたしました。私は今回の弁護士費用1,475万円については、これは地方自治法、また弁護士報酬基準に基づいて支払われる正当なものということで、これについては全く異論はありません。しかし、今回、今の質疑で明らかになったように、この財源が議員報酬削減分を除く分は全くの一般財源ということで、市民の税金を使わないということであると、その部分については異論があります。しかし、今回の一般財源について、それそのものに反対するものではありません。しかし、今後、今の時点でこの事実について知っている方は普通の市民はゼ

ロ人ですから、まず市民の皆様これをお伝えし、そしていろんなご意見を伺いながら、その財源問題については考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

(何事か言う声あり)

○議 長 清水議員。

○清水議員 ただいま私がゼロ人と言ったことについて修正を求めるようなご意見もございましたので、非常に少ないというふうに訂正をさせていただきます。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号の8件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号の8件はいずれも可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成26年第5回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時41分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員